

委員会調査報告書

平成31年 2月14日

福岡市議会

議長 川上晋平様

議会改革調査特別委員会

委員長 打越基安

本委員会に付託の事件について、調査の結果を下記のとおり福岡市議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1. 調査事件

- (1) 議会改革に関する調査
- (2) 議会基本条例に関する調査

2. 調査の経過及び結果

本委員会は、平成27年第4回定例会において設置され、以来、議会改革に関する調査及び議会基本条例に関する調査を続けてきた。この間に取りまとめた結果は、平成27年度、平成28年度及び平成29年度にそれぞれ中間報告を行うとともに、本委員会において結論が出た項目は、本委員会の運営方針に基づき、議長に対し、実施に向け調査の報告を随時行ってきたが、本年度も残された問題について鋭意調査を続け、2月14日、全調査事件について調査を終了した。

以下、調査の結果は次のとおりであるが、委員会記録への発言者名等の記載、常任委員会のインターネット中継等の残された課題もあり、改選後の議会においても引き続き、これまでの議会改革の取組並びに本委員会の調査及び検討の成果を踏まえ、議会基本条例を始めとする議会改革に関する協議の場を設ける等、その取組を進めることが望ましいとの認識で一致した。

(1) 議会改革に関する調査

ア 本会議・委員会の公開性向上に関すること

常任委員会における採決のあり方については、請願の取扱協議時及び採決時並びに議案の採決時に傍聴者に退室を求める取扱いは廃止すべきということで意見がまとまり、平成27年10月26日に議長へ報告を行った。

委員会記録への発言者名等の記載について及び常任委員会のインターネット中継については、結論を得るには至らなかった。

発言残時間の表示については、議場及び第3特別委員会室に残時間表示計を設置することが適当ということで意見がまとまり、平成28年11月8日に議長へ報告を行った。

常任委員会の名称及び再編については、常任委員会の名称及びその所管を、それぞれ別紙1に記載のとおりとすることが適当ということで意見がまとまり、平成30年12月13日に議長へ報告を行った。

イ 議会活動に対する住民理解の促進に関すること

議会活動に対する住民理解の促進について及び選挙権年齢の引下げへの対応については、別紙2に記載の事業を実施することが適当ということで意見がまとまり平成28年11月8日に、また、市議会広報DVDを作製することが適当ということで意見がまとまり同年12月14日に、それぞれ議長へ報告を行った。

ウ 市民意見の反映に関すること

請願、陳情の取扱いについてのうち、審査時に紹介議員に質疑を行うことについては、実施することが適当ということで意見がまとまり、平成28年4月28日に議長へ報告を行った。陳情を請願同様、審査することについては、陳情と請願は区別すべきという意見及び陳情を請願と同様審査すべきとの両方の意見があり、意見の一致をみるに至らなかった。請願について、継続審査を行わず結論を出すことについては、現行どおりの取扱いとすることで意見がまとまった。

(2) 議会基本条例に関する調査

議会基本条例に関する調査については、議会基本条例の概要について他都市の状況等を含めて調査を行うとともに、地方議会に係る基本的事項について調査を行い、また、議会基本条例の有効性等を調査するため、議会基本条例に関する有識者である東

京大学大学院の金井利之教授及び法政大学大学院の廣瀬克哉教授を参考人として招致し意見を聴取した。

これらの調査の中で、議会基本条例とは、市民の代表である議会や議員がどのようにその責務を果たすかについての基本ルールを定めるものであること、また、議会基本条例を構成する事項として、①基本理念、②議会並びに議員の位置付け、責務及び活動原則、報酬及び政務活動費のあり方等、③議会の組織及び権限、事務局、図書室等の補佐体制のあり方等、④議会と住民及び議会と首長との関係等が主に挙げられるものであること、あわせて、議会基本条例を制定することとする場合には、議会の有する「意思決定機能」、「監視機能」及び「政策形成機能」といった機能を果たすことに資する条例とすること、議会が市民の代表であることを体現した条例とすること、条例が議員の活動を制約するものとならないようにすること並びに福岡市議会を取り巻く状況を踏まえた福岡市らしい条例とすることに留意しつつ、検討を進める必要があるものとの認識で一致したものの、審議の方針について結論を得るには至らなかった。

常任委員会の名称及び再編について

	名称	再編後の所管
第1委員会	総務財政委員会	市長室、総務企画局、財政局、市民局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査事務局、議会事務局
第2委員会	教育子ども委員会	子ども未来局、教育委員会
第3委員会	経済振興委員会	経済観光文化局、農林水産局、港湾空港局、農業委員会
第4委員会	福祉都市委員会	保健福祉局、住宅都市局
第5委員会	生活環境委員会	環境局、道路下水道局、消防局、水道局、交通局

事業名	「今日は、福岡市議会で社会科の特別授業を受けてきます！」
事業のねらい	投票年齢の引き下げに伴い、小学生・中学生の段階から、議会という機関の役割や選挙によって選ばれる議員の仕事に関心をもってもらうことが重要である。
事業概要	日頃の学校・教室での授業とは異なった雰囲気の中で受ける「特別授業」という新鮮な環境のもとで、子供たちの政治への関心を引き出す。その「特別授業」の教室として、福岡市議会の本会議場を提供する。
開催日程 (想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会開催日以外の日程で、本会議場の使用が可能な平日 ・土曜日半日授業（校外授業、体験活動）の活用 ・年2回程度開催
事業の詳細	<p>◆特別授業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議場見学（当日の特別講師が担当） 2. 特別授業 <ul style="list-style-type: none"> ○授業の科目は、社会科 例えば、①市役所の仕事、②選挙の仕組み（参政権）、③選挙と政治などの授業を本会議場で行う。 ○児童生徒は、議員席に着席 3. 特別講師による講話 <ul style="list-style-type: none"> ○特別授業の間で、市議会議員が特別講師となって、議員（政治家）になった理由、議員としての取り組みの中で特に力を入れている事（施策）などについて話をする。 ○子供たちとの質疑応答 4. 授業参観 <ul style="list-style-type: none"> ○特別授業の様子を、傍聴席から保護者に参観してもらう。 5. 児童生徒による感想発表（アンケート） 6. 後日、授業の様子を市議会HPや市議会だよりへ掲載
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議場の目的外使用に関する要項等の検討（実施が決定された時点で、目的外使用の許可もなされる） ・特別講師となる議員の選定方法はどうか（党派、施策への政治的立場などを考慮する必要性はある） →他都市の事例や状況等を確認
備考	<p>※開催協力（共催） 福岡市教育委員会指導部学校指導課（キャリア教育担当）</p> <p>※教壇、ホワイトボードなど授業に必要な機材の設置</p>